

平成 27 年 2 月 23 日

愛知県議会議長
三浦 孝司 様

愛知障害フォーラム（ADF）

代表 加賀 時男

〒466-0037

名古屋市昭和区恵方町 2-15

社会福祉法人 A J U 自立の家 気付

TEL 052-841-6677

FAX 052-841-6622

愛知県議会における、視覚障害者の白杖の取り扱いについて

日頃より、障害者福祉の向上に、ご尽力いただきありがとうございます。

愛知障害フォーラム（ADF）は、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、難病などの障害種別や家族の団体、支援者など関係 27 団体が一緒になり、愛知県や県下の市町村での障害者施策の推進と、人権保障を推進することを目的に活動をする障害者団体です。

さて、平成 27 年 2 月 20 日の中日新聞によると、愛知県議会議を傍聴に訪れた、視覚障害者に対して、係員から「着席後は折り畳み式のつえはかばんにしまって。かばんに入らないものや、長い直杖（ちよくじょう）は係員に預けて」と指示された。ということが掲載されました。

補装具（白杖）とは、「障害者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、長期間に渡り継続して使用されるもの」と法的にも定義づけられており、われわれ障害者にとって、身体の一部であって、これを取り上げるということは、絶対にあってはならない行為です。

さらに、愛知県議会担当者は、凶器その他危険物」に当たるとも解釈される。とし、視覚障害者にとって、白杖は、身体の一部であるにもかかわらず、「凶器その他危険物」と認識されていることに対し、明らかな差別であり、強い憤りを感じます。

このような規則が運用されているのであれば、二度とこのようなことが起きないように早急に規則の改正や、正しい認識を持たれますよう、お願いします。

また、来年 4 月から、障害者差別解消法が施行されます。法律の円滑な実施と、現在、13 の自治体でも制定されている「障害者の差別をなくす条例」を、愛知県においても早急に制定されますことを、強く要求します。